

令和5年7月28日発行の審決公報掲載中の注目審決

<識別性に関する審決> 簡単かつありふれた標章とされた審決

(1) 不服 2022-009038 号 第41類、第42類 審決日;令和5年4月27日

[本願商標]



<審決要旨>

- ア. 欧文字1字が、極めて簡単、かつ、ありふれた標章であることは顕著な事実である。
- イ. 本願商標は、横長の2つの略四角形を少しの空間をあけて上下に並べ（以下、それぞれを「上四角」及び「下四角」という場合がある。）、左下がりの平行四辺形を、上四角の右端と下四角の左端に重なるように配してなり、その形状から、欧文字1字の「Z」を表したものと直ちに認識させる。
- ウ. また、本願商標は、濃淡の差がある2種類の赤色を連続して塗色されているところ、その色彩の濃淡や色調を段階的に変化させるグラデーショ ンの手法を用いることは、広く行われ、ありふれている。
- エ. そうすると、本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章の一つである欧文字1字の「Z」を、濃淡の差がある2色で塗色するというありふれた手法で表した構成からなり、全体として特殊な態様で表されたとはいえないものというのが相当である。
- オ. してみれば、本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標であるといわざるを得ず、自他役務の識別標識とは認識し得ないものである。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第5号に該当する。

<出所の混同を生じさせるおそれがあるとされた審決>

(2) 無効 2021-890061 号 第25類「ジャケット，半そでのワイシャツ類及びアンダーシャツ，スーツ，被服，・・・略・・・靴及び運動用特殊靴，・・・略・・・帽子，靴下」審決日;令和4年7月29日

[本件商標]



[請求人商標]



<審決要旨>

ア. 世界的なスポーツ用品メーカーである請求人は、請求人商標を、1972年以降、自社の正式ロゴ又はブランドの1つとして、主にスポーツ用品との関係において長期に渡り使用し、2001年以降はストリートスポーツウェアなどカジュアル衣料品を含む幅広い分野で使用しており、これらの事業活動に伴い、請求人商標を表示した広告又は製品が雑誌等に掲載されたものであるから、本件商標の登録出願時及び査定時において、請求人商標は、請求人の業務に係る商品「スポーツ用品、カジュアル衣料品、フットウェア」などを表示するものとして、我が国の需要者及び取引者の間に広く認識されていたものと認めることができ、その周知 著名性の程度は、極めて高いものといえる。

イ. 請求人商標は、その独創性の程度は高いといえる。

ウ. 本件商標は、部分的とはいえ、請求人商標と基本的な構図、着想、特徴が一致し、請求人商標のデザインの一部を変更、省略して表したものと認識されるから、類似性は高い。

エ. 本件商標の指定商品と請求人の業務に係る商品とは、衣料品としての性質、用途又は目的における関連性の程度が高く、また、取引者及び需要者を共通にする

オ. そうすると、本件商標の商標権者が、本件商標をその指定商品に使用した場合、これに接する取引者及び需要者は、請求人又は同人の業務に係る商品との関係を連想、想起し、当該商品が請求人又は請求人との間に緊密な営業上の関係若しくは同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある者の業務に係る商品であるかのように、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあるといえるべきである。

したがって、本件商標は、商標法第4条第1項第15号に該当する。

以上のとおり、本件商標の登録は、商標法第4条第1項の規定に違反してされたものであるから、同法第46条第1項第1号により、無効とすべきものである。

(3) 不服 2022-019784 号 第3類、第35類 審決日：令和5年5月9日

[本願商標]

SHO-TIME

<原査定>

本願商標「SHO-TIME」は、大谷翔平選手の活躍を表現する語として使用されているものであって、2021年には、ユーキャン新語・流行語大賞の年間大賞を受賞したことで広く一般に認識されているものといえる。よって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。

<審決要旨>

当審において、商標法第4条第1項第15号に該当する旨の拒絶理由を通知した。

ア. 本願商標は、「ロサンゼルス・エンゼルス」が本願の出願前から、同チームに所属

する大谷翔平選手の愛称、又は、同選手の活躍を表現するための語として、役務「野球の興行の企画・運営又は開催」等に関連して使用し、我が国においても広く知られている標章「SHO-TIME (SHOTIME、SHO TIME)」(以下「引用標章」という。)と同一又は酷似するものである。

イ. そして、大谷翔平選手は、2021年にメジャーリーグのアメリカン・リーグMVPに選出されるなど、その活躍は米国のみならず我が国においても広く報道されており、その際に引用標章、又は、その読みを片仮名で表した「ショータイム」の文字が使用されることも少なからずあるものであって、また、当該「ショータイム」は、「現代用語の基礎知識選 2021 ユーキャン新語・流行語大賞」において「年間大賞」を受賞するなど、我が国において引用標章が広く一般に認識されている実情がうかがえる。

ウ. また、本願の指定商品及び指定役務は、「せっけん類、歯磨き、化粧品」やその小売等役務など、需要者が一般消費者である商品及び役務を含むものであるところ、エンゼルスは、引用標章を使用した「サインボール」「Tシャツ」などの各種商品の製造、販売(ライセンスによる商品の製造、販売を含む。)も行っており、その商品の需要者も一般消費者を含むものであって、かつ、それらの商品及び役務の需要者の注意力は決して高いとはいえないものである。

エ. 加えて、「SHO-TIME」の文字は、それ自体は辞書類に掲載のない造語であって、商標としての創造性を一定程度有するものである。

オ. そうすると、本願商標をその指定商品又は指定役務に使用した場合には、これに接する需要者は、それがエンゼルス、又は、同チームと組織的、経済的に何らかの関係がある者の業務に係る商品又は役務であるかのように誤認するおそれがあるというのが相当であるから、本願商標は、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標というべきである。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第15号に該当する。

以上